

なぜ個別避難計画の作成等を事業所に委託するのか。

これまで個別避難計画の作成は対象者自身による作成や地域の支援による作成を推進してきましたが、対象者の身体状況等に対する専門的な知見がなければ、災害時の行動を考えることも難しいという方が多くおり、計画作成が進んでいない状況がありました。

そこで、日常的に対象者を支援しており、福祉分野に専門的知見のある福祉専門職の方に計画作成を委託することで、計画作成を推進するものです。

そもそも行政（警察や消防）が救助に行けばいいのではないか。近隣の人を支援者とする意味はあるのか。

大規模災害時は行政も被災するため、すぐに避難支援のためにつけけることはできません。実際に、過去の災害時は、救助された方の8割程は住民による救助でした。

そのため、共助の一環として平常時から要支援者の情報を共有し、地域での避難支援の実効性を高める取組を行っています。

個別避難計画を作成したら必ず助けてもらえるのか。行政から助けがくるのか。

個別避難計画は災害時の避難支援の可能性を高めるものであり、**作成をしたら必ず支援者による助けがくるわけではありません。**

また、個別避難計画を作成することにより、行政から救助を派遣するものでもありません。

災害時は、どの方も自身の生命を守ることが第一です。その上で、避難支援をする余裕がある場合に、何も知らない方の支援に行くよりも、平常時から避難について計画し、その情報を知っている地域であれば支援の可能性が高まるため、計画作成や情報提供を行っているものです。

要支援者の方も、自分の命は自分で守るという意識を持つことが重要です。

作成した個別避難計画はどのように活用されるのか。

計画の作成自体が本人等に災害時の対応を考えるきっかけになるものです。作成した計画は、地域等に共有され、場合によっては、計画を実施してみる確認訓練が行われます。

また、発災時には避難支援だけでなく安否確認等にも活用されます。

ただし、地域の自主防災組織も様々な活動を行っておりますので、直ちに情報共有や訓練が行われない場合もあります。

情報提供や計画の作成に同意しなかった場合、何か不利益を被ることになるか。

名簿や計画の情報は災害時の安否確認等に活用することとなりますが、平常時からの情報提供に同意しなかった場合も、災害時は避難支援等に必要な限度で情報が提供されるため、災害時に不利益を被ることはありません。

しかしながら、避難支援の実効性を高めるためには、日頃から地域で顔の見える関係づくりをしておくことが重要です。そのために、平常時から要支援者の情報が地域の支援者と共有できるよう、可能な限り同意をいただきたく思います。

指定避難所には要支援者の方が避難した際に必要となる備蓄品はあるのか。

指定避難所には、被災した不特定多数の方が共同生活を送ることを想定し、一定の備蓄は備えています。それぞれのニーズに応じた設備や物資があるとは限りません。また、避難所は避難者の方による自主運営を基本としますので、医療や介護の専門的知識や技術を持つ方が必ずいらっしゃるとは限りません。

そのため、災害時を想定して自身に必要な備蓄品を持ち出しリュックに入れておく、要支援者の状態をよく知っているご家族等の介助者と避難する等の対応をお願いいたします。

高齢世帯の妻を担当している。夫は介護サービスを利用していないが、発災時には避難支援が必要であると思う。担当していない夫の個別避難計画を作成してもよいか

直接担当でない方であっても、個別避難計画の作成が必要であると判断し、ご本人の意思に基づき個別避難計画を作成した場合は、委託料の対象となります。

名簿情報の提供に同意したら必ず計画を作成しなければならないのか。また、名簿情報の提供が不同意であれば、計画を作成する必要はないのか。

名簿の情報を提供するかどうかという意味と、計画を作成するかどうかという意味は異なります。そのため、要支援者ご本人が、名簿情報であれば提供して構わないが、計画作成までは不要だと考える場合や、名簿情報を提供はしたくないけれど、計画自体は作成しておきたいという場合も考えられます。

名簿情報提供の同意・不同意に関わらず、ご本人に計画作成の意思があれば計画を作成していただくこととなります。

住民票上の住所と異なる場所に居住している方はどうしたらいいか。

同意確認書や個別避難計画に居所を記入する欄がありますので、そちらに現在居住している住所を記入した上で、現在居住している場所からの避難計画についてご検討ください。

なお、地図は住所に紐づいたものが印刷されておりますので居所の地図を貼り付けるか、空白に文章で避難経路についてご記入ください。（●●道路を通過し××へ避難、など）

居住している住所が高知市でない場合は、委託の対象外となります。対応は自治体により異なりますので、該当する市町村にお問い合わせください。

サービス付き高齢者向け住宅や在宅型有料老人ホームで居宅ケアマネが担当している方の計画を作成しても良いのか。

避難行動要支援者名簿に入院・入所者を掲載しないのは、避難確保計画等により、病院や施設で避難支援が行われるためです。

様々な施設形態があるかと思いますが、「職員が24時間常駐している場合（単なる管理人や警備員等は除く）」は対象となりませんが、そうでない場合は対象となると判断してください。

リストを受け取ったときには要介護3だったので対象者リストにいたが、その後要介護2になった。計画は作成しなくて良いか。

要介護3から要介護2になるなど、名簿掲載要件から外れた場合は、計画を作成する必要はありません。ただし、介護認定の状況に限らず、避難支援が必要だと思われる場合は「特に支援の必要があり、支援を希望する者」として計画作成の対象としてください。

その場合は、「名簿掲載申請書兼同意確認書（様式④）」をご提出ください。

途中で対象者が亡くなった場合も、委託料の請求は可能か。

計画等を作成している途中で対象者が亡くなられた場合は、計画作成を中止してください。

計画等を作成した後に対象者が亡くなられた場合は、作成した計画等についての委託料をお支払いしますので、関係書類をご提出ください。

計画等を作成した者が、他の事業所を利用することになった。

既に計画等を作成している場合は、委託料をお支払いしますので関係書類をご提出ください。
なお、新たな事業所への情報提供を行いますので、対象者と新事業所について地域防災推進課までご連絡ください。

計画等を作成した者が、入院又は入所することになった。

長期入院・入所し、自宅へ戻る予定もない場合は、避難行動要支援者名簿の掲載要件から外れますので、その旨を地域防災推進課までご連絡ください。

なお、既に作成した計画等については委託料をお支払いしますので、関係書類をご提出ください。

地域から連絡があり、一緒に個別避難計画を作成した。委託料の対象となるか。

地域と一緒に計画を作成した場合も、福祉専門職の知見を加えるため、福祉専門職として参加した場合は委託料の対象となります。

対象者から、名簿に名前は載せてほしいが、計画は大げさなので作らなくていいと言われた。災害時の備えとして計画を作成した方がいいと思うが、説得すべきか

災害対策基本法により、個別避難計画は、計画作成に同意している場合に作成することとされています。

そのため、ご本人が作成に同意されない場合は、ご本人の意思を尊重してください。

無理に同意へ翻意していただく必要はありませんが、作成した方が本人のためにもなると考えた場合は、折を見て意思が変わらないかお声がけをお願いします。

個別避難計画を作成した場合、避難の手助けをする人（避難支援等実施者）には何か責任が生じるのか。

避難支援等実施者は法的な義務を負うものではありませんので、災害時に実際に支援ができなかった場合であっても法的な責任を問われることはありません。

ご本人と話していると、指定緊急避難場所になっていない公民館に避難するとの申し出があった。指定されていない場所に避難すると記載しても良いのか。

避難場所は、ご本人の状態、住居の状況、家族の支援状況等により一人ひとり違います。そのため、安全性が確保されていれば、自宅や近隣の高台、公民館等でも構いません。

ただし、指定緊急避難場所でない場所は、鍵が開かなかったり備蓄の準備等がされていなかったりすることをご考慮いただければと思います。

重度の障害がある対象者がおり、一般避難所で過ごすことは難しく感じる。その場合でも、避難先は一般避難所で良いか。

個別避難計画の避難先として記載していただくのは「避難場所」であり、一時的に危険から命を守るために避難する場所です。そのため、その先の生活が送れるかどうかに関わらず、命を守るために一時的に避難する場所をご記入ください。

なお、現在本市の福祉避難所は二次的な避難所であり、災害時に一般避難所に避難された方の状況に応じ、必要があれば開設することとしています。そのため、福祉避難所に直接避難することはできませんのでご了承ください。

また、ご家族や地域による支援のみでは避難所への避難の対応ができない場合は、予めショートステイやレスパイトなど、福祉や医療サービスの利用についてもご検討ください。

水害の場合も地震の場合も、同じ避難先を記入して良いのか

同じ避難先を記入していただいて構いませんが、地震の場合、風水害の場合はそれぞれの災害により生じるリスクが異なることにご注意ください。

例えば、津波浸水の可能性は低いですが、洪水による浸水が予測される避難場所の場合は、地震の場合と風水害の場合で異なる避難場所を検討する必要があります。

避難先はハザードの状況や、住居の構造等を考慮してご検討ください。

あらかじめ調べた内容等を計画に記載した上で、対象者を訪問して良いか。

最終的に内容について本人等の同意が得られるのであれば、あらかじめ計画の内容を記載していただいても構いません。その際、本人等が内容を把握できるよう、一項目ずつ確認していただくようお願いいたします。